

10月分から児童手当制度が改正（拡充）されます

	改正前	改正後
支給対象年齢	中学校修了まで (15歳到達以後の最初の3月31日まで)	高校生年代まで (18歳到達以後の最初の3月31日まで)
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	3歳未満：一律 15,000円 3歳～小学校修了まで： ● 第1子、第2子：10,000円 ● 第3子以降：15,000円 中学生：一律 10,000円 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">所得制限限度額以上所得上限限度額未満 特例給付：一律 5,000円</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">所得上限限度額以上 支給なし</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">第1子・第2子 3歳未満：15,000円 3歳～高校生年代まで：10,000円</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">第3子以降 0歳～高校生年代まで：30,000円</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 200px;">所得制限の撤廃</div>
支払月	年3回(2月、6月、10月)	年6回(偶数月)
第3子以降の カウント対象	高校生年代までの子	大学生年代まで (22歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子 ※子の生計費などの経済的負担がある場合のみ

※所得制限は廃止されますが、父母などのうち所得の高い人(生計を維持する程度の高い人)を受給者に認定するため、所得の確認は行います。

▶申請が必要な人(次のいずれかに該当する人)

- ①所得上限限度額以上の所得があるため、支給対象外となっている人
- ②中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の子を養育している人
- ③現在、児童手当または特例給付を受給中で、算定児童に登録されていない高校生年代の子を養育している人
- ④現在、児童手当または特例給付を受給中で、経済的負担のある大学生年代の子を養育し、その子を含めて養育している子が3人以上いる人

▶申請期限

10月分(12月支給分)を受け取るための申請期限 令和6年11月15日(金)

制度改正に係る申請の最終期限 令和7年3月31日(月)

令和7年4月以降に申請した場合は、申請した月の翌月分からの支給となり、令和6年10月分にさかのぼっての支給はできませんので、ご注意ください。

▶申請案内について

町に住民登録している高校生年代までの子がいる世帯(町外に住民登録している中学生以下の子を養育しており、現在、町から児童手当または特例給付を受給している世帯を含む。)には、制度改正に伴うお知らせを郵送します。内容をご確認の上、期限までに申請してください。

単身赴任などにより父母などのみが町に住民登録している場合、町で子を把握できないため、お知らせが発送されません。該当する父母などは、子育て支援室までご連絡ください。



▶申請に必要なもの

※養育状況などにより、追加で必要なものが増える場合があります。

申請が必要な人の①および②に該当する人

- 請求者の通帳など（振込先が分かるもの）の写し
- 請求者の健康保険証
- 請求者および配偶者の個人番号（マイナンバー）が分かるもの

申請が必要な人の③に該当する人

特に申請に必要なものはありません。

申請が必要な人の④に該当する人

- 子の個人番号（マイナンバー）が分かるもの

▶申請方法

窓口または郵送にて申請してください。

郵送による申請について、**町への到達日をもって受付日**となりますので、ご注意ください。また、不着および遅延などについては、一切責任を負いません。

▶公務員の人について

お勤め先にお問い合わせください。

▶振込日の変更について

町では支払月の5日頃に振り込みを行っていましたが、10月分（12月支給分）の児童手当から支払月の15日頃の振り込みに変更します。

申請・問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)

10月 保健センター健康ガイド

※やむを得ず日程が変更になる場合は、町ホームページなどでお知らせします。あわせてご覧ください。なお、9月の予定は広報8月号16ページをご覧ください。

内容	日時	対象者	摘要
運動発達の相談 (作業療法士)	2日☎ 13:30~16:30	子どもの運動発達の面で アドバイスが欲しい人	相談内容：子どもの運動発達に関すること（ハイハイしない・お座りができないなど） 相談員：作業療法士 ☎健康づくり室に 電話で事前予約 をしてください。
3歳児健診	4日☎受付 12:50~	令和3年7月15日~ 8月9日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
土日開催	健康相談	6日☎・19日☎ 10:00~11:30、 13:00~15:00	相談内容：子育て・健康管理・その他健康に関する こと 相談員：保健師
	母子健康手帳交付	※6日☎・19日☎午前は、事業の 都合上遊びに利用できません	妊婦 妊娠届出書 を持参してください。
1歳6カ月児健診	8日☎受付 12:50~	令和5年1月15日~ 2月14日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
2歳児歯科健診	9日☎受付 12:50~	令和4年8月5日~ 9月14日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
子育て相談会	11日☎ 10:00~12:00 25日☎ 14:00~16:00	子育てに関して相談のあ る人	相談内容：子どもの発達や子育てに関する こと 相談員：心理士（または保健師） ☎健康づくり室に 電話で事前予約 をしてください。
ことばの相談	22日☎ 14:00~16:00	子どものことばの面で アドバイスが欲しい人	相談内容：子どものことばに関する こと (発音・ことばの数が少ないなど) 相談員：言語聴覚士 ☎健康づくり室に 電話で事前予約 をしてください。
10~11カ月児健診	23日☎受付 13:00~	令和5年10月30日~ 11月24日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
3~4カ月児健診	29日☎受付 13:00~	令和6年6月1日~ 6月30日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
母乳 & 離乳食相談	31日☎受付 9:30~	乳幼児と親または家族	持ち物：母子手帳 相談員：助産師・栄養士・保健師 相談内容：授乳（乳房トラブル）、離乳食のことなど ☎予約不要です。

★育児・介護・医療でお困りの人は「よしおか健康 No.1 ダイヤル 24」☎0120-026-103へ!（年中無休・通話無料）

▶問い合わせ先 健康福祉課 健康づくり室 ☎54-7744（直通）